

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田 豊 人

**香川県規則第44号**

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
(利用することができない日) 第12条 略 2 略  (1) <u>日曜日、土曜日及び休日</u> (2) 略 3 略  別表第1（第8条、第34条の3、第35条関係） 1 施設の基本使用料				(利用することができない日) 第12条 略 2 3階交流室及びカンファレンスルームを利用することができない日は、次のとおりとする。 (1) 休日 (2) 略 3 略  別表第1（第8条、第34条の3、第35条関係） 1 施設の基本使用料					
施設	区分	単 位	使用料の額	施設	区分	単 位	使用料の額		
国際会議場	会議室	午前9時から午後10時まで	<u>121,070円</u>	国際会議場	会議室	午前9時から午後10時まで	<u>112,100円</u>		
		午前9時から午後5時まで	<u>85,430円</u>			午前9時から午後5時まで	<u>79,100円</u>		
		午後1時から午後10時まで	<u>97,640円</u>			午後1時から午後10時まで	<u>90,400円</u>		
		午前9時から正午まで	<u>36,620円</u>			午前9時から正午まで	<u>33,900円</u>		
		午後1時から午後5時まで	<u>48,820円</u>			午後1時から午後5時まで	<u>45,200円</u>		
		午後6時から午後10時まで	<u>48,820円</u>			午後6時から午後10時まで	<u>45,200円</u>		
	応接室	午前9時から午後10時まで	<u>10,700円</u>		応接室	午前9時から午後10時まで	<u>9,300円</u>		
		午前9時から午後5時まで	<u>7,710円</u>			午前9時から午後5時まで	<u>6,700円</u>		
		午後1時から午後10時まで	<u>8,860円</u>			午後1時から午後10時まで	<u>7,700円</u>		
		午前9時から正午まで	<u>3,340円</u>			午前9時から正午まで	<u>2,900円</u>		
		午後1時から午後5時まで	<u>4,370円</u>			午後1時から午後5時まで	<u>3,800円</u>		
		午後6時から午後10時まで	<u>4,370円</u>			午後6時から午後10時まで	<u>3,800円</u>		
	第1控室又は第2控室	午前9時から午後10時まで	<u>4,830円</u>		第1控室又は第2控室	午前9時から午後10時まで	<u>4,200円</u>		
		午前9時から午後5時まで	<u>3,570円</u>			午前9時から午後5時まで	<u>3,100円</u>		
			午後1時から午後10時まで		<u>4,030円</u>			午後1時から午後10時まで	<u>3,500円</u>

	ビジネスルーム	午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで 午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>1,500円</u> <u>1,960円</u> <u>1,960円</u> <u>7,480円</u> <u>5,410円</u> <u>6,100円</u> <u>2,300円</u> <u>3,110円</u> <u>3,110円</u>
展示場	全面を利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>115,420円</u> <u>81,550円</u> <u>93,150円</u> <u>34,920円</u> <u>46,520円</u> <u>46,520円</u>
	半面を利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>57,710円</u> <u>40,780円</u> <u>46,580円</u> <u>17,460円</u> <u>23,260円</u> <u>23,260円</u>
略			

備考  
略

2 午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後の時間において利用する場合（準備又は撤去のために利用する場合を含む。）の1時間当たりの使用料

施設	区分	単位	使用料の額
国際会議場	会議室	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>14,660円</u>
	応接室	午前9時前又は正午から午後1時まで	<u>1,350円</u>
		午後5時から午後6時まで	<u>1,340円</u>

	ビジネスルーム	午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで 午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>1,300円</u> <u>1,700円</u> <u>1,700円</u> <u>6,500円</u> <u>4,700円</u> <u>5,300円</u> <u>2,000円</u> <u>2,700円</u> <u>2,700円</u>
展示場	全面を利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>99,500円</u> <u>70,300円</u> <u>80,300円</u> <u>30,100円</u> <u>40,100円</u> <u>40,100円</u>
	半面を利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>49,750円</u> <u>35,150円</u> <u>40,150円</u> <u>15,050円</u> <u>20,050円</u> <u>20,050円</u>
略			

備考  
略

2 午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後の時間において利用する場合（準備又は撤去のために利用する場合を含む。）の1時間当たりの使用料

施設	区分	単位	使用料の額
国際会議場	会議室	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>13,570円</u>
	応接室	午前9時前又は正午から午後1時まで	<u>1,170円</u>
		午後5時から午後6時まで	<u>1,160円</u>

	第1控室又は第2控室	又は午後10時後 午前9時前又は正午から午後1時まで 午後5時から午後6時まで	<u>630円</u> <u>610円</u>
	ビジネスルーム	又は午後10時後 午前9時前又は正午から午後1時まで 午後5時から午後6時まで 又は午後10時後	<u>960円</u> <u>940円</u>
展示場	全面を利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>13,980円</u>
	半面を利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>7,000円</u>
略			

備考 略

### 3 附属設備及び器具の使用料

施設	区分	単 位	使用料の額
国際会議場	折り畳み式ステージ	1台につき半日当たり	<u>850円</u>
	演台	1台につき半日当たり	<u>360円</u>
	司会者台	1台につき半日当たり	<u>360円</u>
	音響装置	1式につき半日当たり	<u>3,030円</u>
	移動式スピーカー	1台につき半日当たり	<u>1,100円</u>
	マイクロホン	1本につき半日当たり	<u>610円</u>
	DLPプロジェクター装置	1式につき半日当たり	<u>4,620円</u>
	スクリーン	1式につき半日当たり	<u>610円</u>
	資料提示装置	1式につき半日当たり	<u>1,350円</u>
	サスペンションスポットライト	1列につき半日当たり	<u>450円</u>
	同時通訳装置	1式につき半日当たり	<u>15,840円</u>
	同時通訳レシーバ	1台につき半日当たり	<u>110円</u>

	第1控室又は第2控室	又は午後10時後 午前9時前又は正午から午後1時まで 午後5時から午後6時まで	<u>540円</u> <u>530円</u>
	ビジネスルーム	又は午後10時後 午前9時前又は正午から午後1時まで 午後5時から午後6時まで 又は午後10時後	<u>830円</u> <u>810円</u>
展示場	全面を利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>12,050円</u>
	半面を利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>6,030円</u>
略			

備考 略

### 3 附属設備及び器具の使用料

施設	区分	単 位	使用料の額
国際会議場	折り畳み式ステージ	1台につき半日当たり	<u>730円</u>
	演台	1台につき半日当たり	<u>310円</u>
	司会者台	1台につき半日当たり	<u>310円</u>
	音響装置	1式につき半日当たり	<u>2,610円</u>
	移動式スピーカー	1台につき半日当たり	<u>940円</u>
	マイクロホン	1本につき半日当たり	<u>520円</u>
	DLPプロジェクター装置	1式につき半日当たり	<u>3,980円</u>
	スクリーン	1式につき半日当たり	<u>520円</u>
	資料提示装置	1式につき半日当たり	<u>1,250円</u>
	サスペンションスポットライト	1列につき半日当たり	<u>410円</u>
	同時通訳装置	1式につき半日当たり	<u>14,660円</u>
	同時通訳レシーバ	1台につき半日当たり	<u>100円</u>

展示場	一		
	展示用パネル	1枚につき半日当たり	<u>120円</u>
	折り畳み式ステージ	1台につき半日当たり	<u>850円</u>
	演台	1台につき半日当たり	<u>360円</u>
	司会者台	1台につき半日当たり	<u>360円</u>
	パーテーションロープ（スタンド付き）	1本につき半日当たり	<u>120円</u>
	音響装置	1式につき半日当たり	<u>3,030円</u>
	移動式スピーカー	1台につき半日当たり	<u>1,100円</u>
	マイクロホン	1本につき半日当たり	<u>610円</u>
	液晶プロジェクター装置	1式につき半日当たり	<u>4,620円</u>
	スクリーン	1式につき半日当たり	<u>610円</u>

備考 略

4 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区 分	単 位	使用料の額
電気特別使用料	使用量1キロワット時当たり	<u>30円</u>
ガス特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>120円</u>
水道特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>550円</u>

備考  
略

5・6 略

別表第2（第34条の3関係）

1 情報通信交流館の附属設備及び器具

区 分	単 位	金 額
映写装置	1式につき1日当たり	<u>3,770円</u>
音響装置	1式につき1日当たり	<u>2,510円</u>
照明装置	1式につき1日当たり	<u>2,510円</u>
ステージ台	1式につき1日当たり	<u>120円</u>
演台	1式につき1日当たり	<u>630円</u>
花台	1式につき1日当たり	<u>260円</u>

展示場	一		
	展示用パネル	1枚につき半日当たり	<u>100円</u>
	折り畳み式ステージ	1台につき半日当たり	<u>730円</u>
	演台	1台につき半日当たり	<u>310円</u>
	司会者台	1台につき半日当たり	<u>310円</u>
	パーテーションロープ（スタンド付き）	1本につき半日当たり	<u>100円</u>
	音響装置	1式につき半日当たり	<u>2,610円</u>
	移動式スピーカー	1台につき半日当たり	<u>940円</u>
	マイクロホン	1本につき半日当たり	<u>520円</u>
	液晶プロジェクター装置	1式につき半日当たり	<u>3,980円</u>
	スクリーン	1式につき半日当たり	<u>520円</u>

備考 略

4 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区 分	単 位	使用料の額
電気特別使用料	使用量1キロワット時当たり	<u>20円</u>
ガス特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>100円</u>
水道特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>470円</u>

備考  
略

5・6 略

別表第2（第34条の3関係）

1 情報通信交流館の附属設備及び器具

区 分	単 位	金 額
映写装置	1式につき1日当たり	<u>3,140円</u>
音響装置	1式につき1日当たり	<u>2,090円</u>
照明装置	1式につき1日当たり	<u>2,090円</u>
ステージ台	1式につき1日当たり	<u>100円</u>
演台	1式につき1日当たり	<u>520円</u>
花台	1式につき1日当たり	<u>210円</u>

司会者台	1式につき1日当たり	<u>380円</u>
ロッカー	1箇所につき1月当たり	<u>2,640円</u>
レーザー加工機	1式につき1時間当たり	<u>660円</u>
三次元造形装置	1式につき1時間当たり	<u>600円</u>
映像及び三次元造形の編集装置	1式につき1時間当たり	<u>630円</u>

2 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区 分	単 位	金 額
電気特別使用料	使用量1キロワット時当たり	<u>30円</u>
ガス特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>120円</u>
水道特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>550円</u>

備考  
略

司会者台	1式につき1日当たり	<u>310円</u>
ロッカー	1箇所につき1月当たり	<u>2,200円</u>
レーザー加工機	1式につき1時間当たり	<u>550円</u>
三次元造形装置	1式につき1時間当たり	<u>500円</u>
映像及び三次元造形の編集装置	1式につき1時間当たり	<u>520円</u>

2 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区 分	単 位	金 額
電気特別使用料	使用量1キロワット時当たり	<u>20円</u>
ガス特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>100円</u>
水道特別使用料	使用量1立方メートル当たり	<u>470円</u>

備考  
略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。